

会員規約

(定義)

第 1 条 本規約によって定める条項は株式会社ルネサンスと業務受託先が運営するすべての施設(以下総称して「本クラブ」という)に適用されるものとします。

(目的)

第 2 条 本クラブは、会員が本クラブの施設を利用し、会員の健康の維持・増進を図り、会員相互の交流および親睦を深めることを目的とします。

(会員制度)

第 3 条 本クラブは会員制とします。
2. 本クラブに入会される方または法人は、会社が指定する入会申込書、確認書等の各種申請書に正確な情報を記載しなければなりません。
3. 本クラブは、会員の種類を設定または廃止することがあります。

(入会資格)

第 4 条 本クラブの入会資格は、以下のとおりとします。
①本規約および本クラブの諸規則を遵守する方(なお未成年の場合は、親権者の同意を必要とします)
②刺青(タトゥー含む)などをしていない方
③暴力団関係者でない方
④医師等により運動を禁じられておらず、本クラブの利用に支障が無いと自己責任において申告された方
⑤妊娠中でない方
⑥伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有しない方
⑦公的・私的を問わずスポーツクラブ等、会員制の団体より会員資格の停止または除名等の処分を受けたことのない方
⑧会社が適当と認めた方

(会員証)

第 5 条 本クラブは、会員に対し会員証を交付します。
2. 会員証には、必ず氏名を記載していただくこととします。(法人会員を除く)
3. 会員は本クラブの利用に際し、会員証を提示しなければなりません。
4. 会員証は、本人のみが使用することができ、本人以外の者は使用できません。
5. 法人会員は、本クラブ利用に際し、当該法人に属することを証する証明書を提示しなければなりません。
6. 会員は、会員証を紛失した場合は速やかに本クラブで再発行の手続きをとらなければなりません。

(諸規則の遵守)

第 6 条 会員は、本規約、確認書および本クラブが定める諸規則を遵守しなければなりません。
2. 施設の利用にあたっては、本クラブの指示に従わなければなりません。

(入場の禁止および退場)

第 7 条 本クラブは、以下の各項に該当する方の入場を禁止または退場を命じることができます。
①刺青(タトゥー含む)などのある方
②暴力団関係者
③本規約および本クラブの諸規則を遵守しない方
④医師等により運動を禁じられている方
⑤妊娠中の方
⑥伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有する方
⑦酒気を帯びている方
⑧会社が不適当と認めた方
⑨その他本クラブの施設を利用することが困難であると会社が認めた方

(退会)

第 8 条 会員が自己都合により本クラブを退会する場合は、利用終了月の 10 日までに、会社所定の書面により本クラブのフロントにて手続きを完了しなければなりません。なお、会員が死亡した場合でも親族またはこれに準ずる者からの退会届がない限り、退会扱いとはなりません。ただし、会員は、転勤・転居・怪我・病気等の場合に限り、利用終了月の 11 日から末日までの期間であっても 1,050 円の手数料を支払うことで、退会手続きをすることができます。(電話または郵送等による申し出は受け付けられません)
2. 前項の手続き後、退会届に記載の退会日をもって退会とします。
3. 会費、利用料等が未納の場合は、第 1 項の退会届の提出までに完納しなければなりません。
4. 退会月の会費は、退会が月の途中であっても、これを全額支払わなければなりません。
5. 会員が自己都合により会費を 3 ヶ月間以上滞納した場合は、退会扱いとします。ただし、滞納分については全額支払わなくてはなりません。
6. 会社は、会員がルネサンスカード(会社とイオンクレジットサービス株式会社または株式会社ジャックスとが提携して発行するクレジット機能付カード)で会費を支払う場合で、クレジット会社よりルネサンスカードが無効とされたとき(会社がクレジット会社より無効の通知を受領したとき)は、退会扱いをすることができるものとします。

(諸手続き)

第 9 条 会員が入会申込書に記載した内容に変更があった場合は、速やかに変更手続きをしなければなりません。
2. 会社より会員の住所あてに通知する場合は、会員から届け出のあった最新の住所宛に行ない、会社は通知の未達等以後の責を負いません。

(会員資格の停止および除名)

第 10 条 会社は、会員が以下の各号の一に該当するときは、当該会員の会員資格を一定期間停止または除名し、本クラブ利用契約を解除することができます。
①会社、グループ会社または本クラブの名誉、信用を傷つけたとき
②本規約その他会社の定めた諸規則に違反したとき
③会費その他の債務を滞納し、会社からの催告に応じないとき
④会社に対し虚偽の申告をし、または重大な事実を隠匿したことが判明したとき
⑤本クラブの運営秩序を乱し、または乱すおそれがあると会社が認めたとき
⑥他の会員に迷惑となる行為をしたと会社が認めたとき
⑦その他、会員としてふさわしくない言動があったと、会社が認めたとき
⑧本クラブ入会后、暴力団等の反社会的勢力に関与したと会社が認めたとき
2. 前項による会員資格の停止または除名を受けた会員は、その後会社の運営するすべての施設に入会および立ち入ることができないものとします。

(資格喪失)

第 11 条 会員は、以下の場合にその資格を喪失します。
①退会
②死亡または法人の解散
③除名
④運営上重大な理由により本クラブを閉鎖したとき

(会員資格の譲渡)

第 12 条 本クラブの会員資格は、本人限りとし、譲渡または相続その他の包括的な承継をすることができません。

(入金金、会員証発行等事務手数料、会費および利用料)

第 13 条 入金金および会員証発行等事務手数料は、会社が別に定める金額とし、会員は入会時にこれを支払わなければなりません。入金金の有効期間は退会時までとし、入金金および会員証発行等事務手数料は、理由の如何を問わずこれを返還しません。
2. 会員は、会社が別に定める金額の月会費、年会費等の会費を、会社所定の方法で支払うものとし、入会申込書に記載の利用開始日後、既納の会費は理由の如何を問わずこれを返還しません。
3. 会員は、利用の有無にかかわらず、退会月までの会費を支払わなければなりません。
4. 会社は、会員が本クラブを利用するにあたり、利用の都度別に定める金額の支払いを求めることができます。

(入金金、会員証発行等事務手数料、会費および利用料等の改定)

第 14 条 会社は、別に定める入金金、会員証発行等事務手数料、会費および利用料等を改定することができます。この場合、入金金については、新たに入会する会員から適用します。
2. 前項の改定を行なう場合、会社は 1 ヶ月前までに本クラブの館内掲示などによって会員に告知するものとします。
3. 会社は、キャンペーンまたはセール等の日程、期間および内容につき事前に会員に告知する義務を負わないものとします。

(営業日および営業時間)

第 15 条 本クラブの営業日および営業時間については、別に定めます。

(施設の利用制限)

第 16 条 会社は、競技会、スクール等の諸行事または本クラブの管理もしくはその他会社が必要と認めた場合に、施設の全部または一部の利用を制限することができます。
2. 会社が定めた場合には、会員の施設利用について予約制とすることができます。

(ビジター)

第 17 条 会員は、所定の人数に限り、ビジターを同伴することができます。ただし、ビジターが本規約第 7 条の各項に該当する場合、ビジターの入場を禁止することができます。
2. ビジターの施設利用の範囲は、同伴した会員に準ずるものとします。ただし、会社が必要と認めた場合には、利用を制限することができます。
3. ビジターは、本クラブ利用に際し、会社が別に定める利用料を支払わなければなりません。
4. 会員は同伴したビジターに関する一切の責任を負うものとします。

(会員以外の施設の利用)

第 18 条 会社は、特に必要と認めた場合、会員以外の方に本クラブの施設を利用させることができます。

(休業)

第 19 条 会社は、以下の理由により施設の全部または一部を休業することがあります。
①気象、災害、その他やむをえない理由等により会社が営業を行うことが妥当でないと認めたとき
②警報・注意報などにより会社が営業を行うことが妥当でないと認めたとき
③施設の点検、補修または改修をするとき
④法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他やむをえない理由が発生したとき
⑤年末年始、春季、夏季の一定期間の休業、その他会社の都合により会社が休業を必要と認めるとき
本条第 1 項第 3 号から第 5 号に定める事由による休業を行う場合、会社は 1 ヶ月前までに会員に告知するものとします。
本条第 1 項第 1 号および第 2 号の事由による休業を行う場合、会社は会員に事前告知することを要せず、かつ原則として会員に対し会費の返還を行う必要はないものとします。

(事故発生)

第 20 条 本クラブで会員本人または第三者に生じた人的物的事故については、会社に故意または重大な過失がある場合を除き、会社は一切の損害賠償の責を負いません。会員が同伴したビジターについても同様とします。

(盗難および紛失)

第 21 条 会員およびビジターが本クラブの利用に際して生じた盗難および紛失については、会社に故意または重大な過失がある場合を除き、会社は一切の損害賠償の責を負いません。

(忘れ物、拾得物の取り扱いおよび拾得物の拾得者の権利放棄)

第 22 条 本クラブにおける忘れ物について、会員は、会社で定める一定期間経過後に一切の権利を放棄したものとし、本クラブにて処分することに異議を述べないものとします。ただし、腐敗等安全衛生上の問題を生じるおそれがある場合、本クラブは、期間の経過前であっても処分を行うことができるものとします。

(会員の損害賠償責任)

第 23 条 会員が本クラブ内において自己の責に帰すべき事由により、会社または第三者に損害を与えた場合は、会員はその賠償の責に任ずるものとします。会員が同伴したビジターについては、同伴した会員が該当ビジターと連帯して損害賠償の責に任ずるものとします。

(入会申込書等の処分)

第 24 条 会員の入会申込書等は、本クラブでのシステム入力後、当社所定の方法により処分します。

(解散)

第 25 条 会社は、やむをえない理由による場合には、3 ヶ月前の予告をすることにより本クラブを解散することができます。
2. 解散の理由が天災地変、公権力の命令、強制その他の不可抗力である場合には、前項の予告期間を短縮することができます。
3. 本クラブ解散の場合、会社は会員に対し、特別の補償は行いません。

(通知方法)

第 26 条 本規約および会社の諸規則に関する通知または予告は、重要事項を除いては、本クラブ所定の場所に掲示する方法により行い、これにより、すべての会員はその予告を受けたものとみなします。

(本規約その他の諸規則の改定)

第 27 条 会社は、本規約、細則、利用規定、その他本クラブの運営・管理に関する事項を改定することができます。また、その効力はすべての会員に適用されます。

(発効)

第 28 条 本規約は、2012 年 2 月 1 日より発効します。